

本案件は10月7日に公示しましたが、選定に至らなかったため再公示します。

番号：150866

国名：ベトナム

担当：産業開発・公共政策部 資源・エネルギー第一チーム

案件名：ベトナム省エネルギー研修センター設立支援プロジェクト（ステージ2）終了時評価調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年11月中旬から2016年2月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.5M/M、現地 0.7M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月28日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 8点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	ベトナム/全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

### (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

### (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

ベトナムは、近年、年率6-7%程度の急激な経済成長を遂げている一方、経済成長を上回る年率10%以上の水準でエネルギー消費量が伸びており、2015年にはエネルギー純輸出国から輸入国へと転換を迫られると懸念されている。また、近年は乾季の水不足等の影響で電力需給も逼迫しており、今後も順調な経済成長を続けるためには、エネルギーを効率的に運用する社会経済構造を形成する必要がある。

そのような中、JICAは2008年から2009年まで開発調査型技術協力「省エネルギー促進マスタープラン調査」を実施し、省エネルギー普及促進のためのロードマップを策定した。この調査結果を受けて、ベトナム政府は、指定事業者のエネルギー消費効率を管理・促進していくためのエネルギー管理制度及びエネルギー診断制度を含めた省エネ関連諸制度を確立するため、「省エネ及びエネルギーの効率的利用に関する法律（省エネ法）」を2011年1月に施行した。これにより、ベトナムで省エネルギー行政を所管する商工省（MOIT：Ministry of Industry and Trade）では、エネルギー管理士及びエネルギー診断士の人材育成のための研修センター設立に向けた組織や用地の検討、研修及びその資格制度を規定する省令の制定などを進めている。また、デンマーク政府援助機関（DANIDA）の支援を受けながら、人材育成カリキュラム及びテキスト（理論研修のみ）の作成等も行った。しかしながら、エネルギー管理士及びエネルギー診断士が実務を身に着けるための効果的な体制構築が課題となっていることから、実技研修を伴う人材育成・資格制度の導入のために、ベトナム政府は日本政府に対し2010年7月に技術協力プロジェクト「省エネルギー研修センター設立支援プロジェクト（以下、本プロジェクト）」を要請した。

本プロジェクトの実施にあたり、省エネルギー研修センターの活用に係る法的位置づけ及び研修センターのサイト選定が重要であったため、JICAではこれらを促進するために、プロジェクトを2つのステージに分け、研修センターの活用に係る法的位置づけ及びサイト選定までの準備段階として2011年9月から2012年9月まで「省エネルギー研修センター設立支援プロジェクト（ステージ1）」を実施した。ステージ1の協力を通じて、実技研修を含む研修センターの資格基準が省令に反映され、2012年7月に対象サイトがホーチミン市商工局（DOIT-HCMC：Department of Industry and Trade, Ho Chi Minh City）傘下のプラスチック・ゴム技術・省エネルギー研修センター（PRET：Plastic-Rubber Technology and Energy Conservation Training Center）に決定した。これを受け、2013年7月よりエネルギー管理士及びエネルギー診断士育成のための研修カリキュラム、研修テキスト、実習機材の整備及び、研修講師の育成を目的とする「省エネルギー研修センター設立支援プロジェクト（ステージ2）」を開始した。活動の内、エネルギー管理士及びエネルギー診断士育成のためのカリキュラム、テキスト、試験・資格制度の整備は、中央政府であるMOITの管轄のため、国家資格制度構築支援はハノイで実施し、実習機材による実技研修の実施は地方行政であるDOITの管轄のため、省エネルギー研修センター設立支援はホーチミンで実施している。

協力開始後、PRETに省エネルギー研修機材が供与されるとともに、省エネルギー（法令支援、熱、電気、研修機材運用）の専門家が投入されたが、主な成果としてハード面では2015年6月に省エネルギー研修センター開所式が行われ、ソフト面ではベトナムにおける省エネルギーに関する緒元のベースライン調査、省エネルギー管理士・診断士研修カリキュラム・テキストの見直し、省エネルギー管理士・診断士試験・資格制度の整備支援等が行われた。今後の課題として、省エネルギー管理士・診断士試験・資格制度の必要な法令への反映に際し、ベトナム政府の省エネルギー政策・制度といかに整合させていくかという点が挙げられる。

今回実施する終了時評価調査は、2016年3月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を相手国側関係機関と合同で評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2015年11月中旬～11月下旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ベトナム側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④調査団内の検討のため、評価グリッド（案）を用いて評価方針（案）を検討する。
- ⑤国内で収集可能なデータ、既存情報に基づき評価の予備的な検討、記入を行う。
- ⑥対処方針会議等に参加する。

### （2）現地派遣期間（2015年11月下旬～12月中旬）

- ①JICA ベトナム事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ベトナム側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びベトナム側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、合同評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑥調査結果や他団員及びベトナム側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦合同評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果の JICA ベトナム事務所等への報告に参加する。

### （3）帰国後整理期間（2015年12月下旬～2016年1月中旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

- （1）合同評価報告書（案）（英文）
- （2）担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- （3）評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます。(見積りに計上してください。)

航空便経路：羽田または成田—ハノイ直行

※ただし、ベトナム国内での航空便による移動(ハノイ—ホーチミン間の移動)に係る航空費は契約に含みません(見積りに計上しないでください)。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年11月29日～2015年12月19日を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に約10日先行して現地調査の開始を予定しています。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 評価企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (コンサルタント)

また、本終了時評価調査団の現地派遣期間中に現地で活動中のプロジェクト専門家は、以下を予定しています。

ア) 省エネルギー (法令支援)

イ) 省エネルギー (制度)

ウ) 省エネルギー (熱)

#### ③便宜供与内容

当機構ベトナム事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

英語⇄ベトナム語の通訳を提供予定

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び訪問先へのアポとり

カ) 執務スペースの提供

なし

### (2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構産業開発・公共政策部資源・エネルギー第一チーム (TEL:03-5226-8092) にて貸与します。・第1年次プロジェクト業務進捗報告書 (PDM (最新版) 含む)

・第2年次業務計画書

②本業務に関する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>)

で公開されています。

- ・ベトナム社会主義共和国省エネルギー研修センター設立支援プロジェクト詳細計画策定調査報告書

### (3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

### (4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

### (5) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上